

四日市市告示第167号

四日市市農業研修費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市農業研修費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市農業研修費補助金交付要綱（平成23年四日市市告示第92号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和5年3月31日限り</u> その効力を失う。	附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>平成32年3月31日限り</u> その効力を失う。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(商工農水部農水振興課)